



10月から改正されます
児童手当制度

10月から、児童手当が表1のとおり改正されます。改正に伴い、表2に該当する方は申請が必要です。申請期間中に申請がない場合、12月分の支給に改正の内容が反映されませんので、ご注意ください。詳細は問い合わせるか、区HPをご覧ください。



【申請期間】9月2日～10月31日【問合せ】子育て支援課児童手当・医療助成係(区役所4階) ☎5608-6160

■改正の内容(表1)

主な変更点	改正前(9月分まで)	改正後(10月分～)
支給対象	中学生以下(15歳到達後の最初の年度末まで)の児童を養育している方	高校生年代以下(18歳到達後の最初の年度末まで)の児童を養育している方
所得制限	あり	なし
手当月額	▶3歳未満の児童=1万5000円 ▶3歳～小学生=1万円(第1・2子)、1万5000円(第3子以降) ▶中学生=1万円 *児童を養育している方の所得が、所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合は、特例給付として5000円を加算	▶3歳未満の児童=1万5000円(第1・2子)、3万円(第3子以降) ▶3歳～高校生年代の児童=1万円(第1・2子)、3万円(第3子以降)
支給月	年3回(2・6・10月)	年6回(2・4・6・8・10・12月)
多子加算の算定対象	18歳到達後の最初の年度末までの子	22歳到達後の最初の年度末までの子 *18歳到達後の最初の年度末以降の子は手当受給者に経済的負担がある場合に限る

【多子加算の計算例】19・16・14・10歳の子どもを養育している場合

改正前

支給額
1万円 1万5000円
月額2万5000円

改正後

支給額
1万円 3万円 3万円
月額7万円

■申請が必要な方、申請方法(表2)

申請が必要な方	申請方法
中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代(18歳到達後の最初の年度末まで)の児童を養育している方	申請書を直接または郵送で、申請期間中(必着)に問合せ先へ *申請書は対象と見込まれる世帯へ8月下旬に送付済み *保護者と児童が別世帯の場合や、9月13日までに申請書が届かない場合は問合せ先へ
現行制度において所得上限限度額を超えており、現在児童手当(特例給付を含む)を受給していない方	別途手続が必要 *詳細は問合せ先へ
養育する児童が、18歳到達後の最初の年度末以降22歳到達後の最初の年度末までの方(経済的に自立して生活している場合を除く)を含めて3人以上の方	

☎公務員は勤務先へ申請してください。



地震に備え、耐震診断・耐震改修をしませんか
耐震改修促進助成事業

首都直下地震などの大規模地震から区民の生命を守るため、建築物の耐震診断や耐震改修に係る各種助成を行っています。詳細は区HPをご覧ください。



【問合せ】不燃・耐震促進課不燃化・耐震化担当 ☎5608-6269



ご活用ください
分譲マンションの適正管理

■マンションの管理計画認定制度

マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、管理が良好なマンションとして認定します。認定マンションは、住宅金融支援機構の「フラット35」や「共用部分リフォームローン」の金利引下げ等が受けられます。

【対象】区内分譲マンションの管理組合【費用】無料 *システム利用料等は自己負担

■マンション管理ドクター派遣制度

マンションの適切な維持管理や改修・建替えを支援するために、マンション管理士を派遣します。「管理費・修繕積立金を見直したい」「計画修繕の進め方が分からない」等のマンション管理に関し

てお困りの方や、管理計画の認定取得をめざす方は、ぜひ、ご利用ください。

【対象】区内分譲マンションの管理組合 *管理組合がない場合は区分所有者3人以上の同意でも可 *ほかにも要件あり【費用】無料

【問合せ】住宅課計画担当 ☎5608-6215 *詳細は区HPを参照



私たちの建物は大丈夫?

建築の専門家に相談してみよう

無料耐震相談



地震による建築物の倒壊が不安な方に向けて、区が無料で建築士を派遣し、不安の解消につなげます。詳細は、区HPに掲載のチラシをご覧ください。

チラシ・申請書



無料耐震相談でできること

- ▶ 建築の専門家に建築物を診断してもらえる
- ▶ 建築物の耐震性や地震への不安等を相談できる
- ▶ 今後の耐震化に関するアドバイスが受けられる
- ▶ 地震のときに安心できる方法を検討できる

対象

区内の木造住宅または非木造建築物の所有者・居住者 *木造の場合、住宅以外の建築物(倉庫、店舗等)は対象外 *所有者でない方は、事前に所有者の承諾を得る必要あり

申込み

電話か、申請書を直接またはファクス、Eメールで、不燃・耐震促進課不燃化・耐震化担当(区役所9階) ☎5608-6269・FAX5608-6409・✉funentaishin@city.sumida.lg.jpへ *申請書は区HPから出力可



資源の有効活用にご協力を
古着・金属製調理器具等の
回収とフードドライブ

家庭で不用になった古着や金属製調理器具等を回収します。同時に、余っている食品を回収するフードドライブを実施します。詳細は問い合わせるか、区HPをご覧ください。

【とき/ところ】▶9月14日(土)／八広公園(八広5-10-14) ▶9月23日(振休)／東あずま公園(立花2-32-12) *時間はいずれも午前9時～午後2時【回収品目】洗濯済みの古着、靴、ぬいぐるみ、金属製調理器具、賞味期限まで1か月以上の食品、ペットボトルキャップ、使用済歯ブラシ、廃食油 *汚れや破損、材質など、品物の状態によっては回収できない場合あり【対象】区内在住の方 *事業者を除く【費用】無料【持込方法】廃食油はペットボトルに入れ、そのほかは回収品目別に半透明の袋に入れて当日直接会場へ *車での来場は不可【問合せ】すみだ清掃事務所分室 ☎3613-2228



9月中旬に案内を発送します
令和7年度区立小・中学校
選択制度

令和7年度に小・中学校へ入学する新1年生を対象に、学校選択制度の案内を9月中旬に発送します(区立小学校の6年生には学校から配付)。詳細は同封の学校案内または区HPをご覧ください。



【提出方法】同封の希望選択票に希望する学校を記入のうえ、直接または郵送で、11月1日午後5時(必着)までに〒130-8640学務課事務担当(区役所11階) ☎5608-6303へ



お祝いします
米寿・喜寿のお祝いと「ふれあい訪問事業」

米寿・喜寿の方へ、9月11日～30日に民生委員・児童委員がお祝い金をお届けします。また、喜寿の方には生活状況等を伺う「ふれあい訪問」を行います。その際、事前に送付した「ふれあい訪問票」を回収しますので、ご協力ください。

【対象/祝い金】9月1日時点で墨田区に住居登録がある▶米寿=昭和12年生まれ(数え年で88歳)の方/1万円 ▶喜寿=昭和23年生まれ(数え年で77歳)の方/5千円【問合せ】高齢者福祉課支援係 ☎5608-6168・FAX5608-6404

**9月中に1回目接種を
子宮頸がん予防ワクチンの
キャッチアップ接種**

子宮頸がん予防のためのHPVワクチン接種の機会を逃した方を対象とした公費による接種(キャッチアップ接種)が、7年3月で終了します。接種は3回で、完了までに約6か月かかるため、接種を希望する方は、9月中に接種を始めることを検討してください。なお、高校1年生相当の女性への公費による接種も、7年3月までです。

[対象者]平成9年4月2日～21年4月1日生まれの女性 *事前に予診票を送付済み(8月に勧奨はがきも送付済み) *過去に接種済みの方を除く**[接種方法]**予診票を区指定の実施医療機関へ持参して接種 *予診票がない場合は、オンライン申請か、直接または電話で、問合せ先へ申し込むことで発行可(転入した方等、墨田区に予診票の発行記録がない方は、親子健康手帳等で接種記録を確認する必要あり)**[問合せ]**保健予防課感染症係(区役所3階) ☎5608-6191



**新しい受給者証は届きましたか
心身障害者医療費助成制度(障)**

身体障害者手帳1・2級(内部障害者は3級も含む)または愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの障害があり、国民健康保険や社会保険等に加入中の方は、心身障害者医療費助成制度により、医療費の自己負担が軽減されます。受給者証は毎年9月に更新します。現在受給中で、引き続き要件に該当する方には、8月下旬に新しい受給者証を送付しましたので、ご確認ください。

精神障害者保健福祉手帳の有効期限が到来する方は、今回送付した受給者証の有効期限も手帳の有効期限までとなり、新たに更新の申請が必要となりますので、ご注意ください。

所得が下表の限度額を超える方や、65歳以上で新規に対象となる手帳を交付された方、後期高齢者医療被保険者証をお持ちで住民税が課税されている方などは対象となりません。なお、これまで所得が限度額を超えていたために対象外だった方も、令和5年中の所得が下表の限度額以下の場合には対象になる可能性があります。詳細はお問い合わせください。

[問合せ]障害者福祉課障害者給付係 ☎5608-6163・FAX5608-6423

所得限度額

扶養親族等の数	本人または扶養義務者等の所得限度額
0人	360万4000円
1人	398万4000円
2人	436万4000円
3人	474万4000円
4人	512万4000円
5人	550万4000円

●老人扶養親族、特定扶養親族等がいる場合は、一定額を加算します。

**事業所で取り組んでみませんか
すみだ健康チャレンジ宣言**

「すみだ健康チャレンジ宣言」は、事業主が健康経営に取り組むことを社内外に宣言し、経営者と従業員が一丸となって健康保持・増進に取り組むことで、事業所全体の生産性向上や組織の活性化をめざすものです。宣言をすると、区と協定を結んだ「健康経営サポーター」から健康経営に必要なサポート

やお得なサービスが受けられます。また、宣言をした事業所には宣言書を発行し、事業所名と宣言書を区HPに掲載します。申込み等の詳細は区HPをご覧ください。



[対象]区内に本社・支社・営業所などを有し、代表者のほかに従業員が1人以上いる事業所等**[費用]**無料**[問合せ]**保健計画課データ活用推進担当 ☎5608-1305

**従業員をご推薦ください
中小企業等永年勤続優良従業員表彰**

区内の中小企業等に永くお勤めの優良従業員を表彰します。事業主の方は、該当する従業員をご推薦ください。

[表彰区分]10・20・30年の勤続表彰 *勤続年数の算定基準日は6年12月31日**[対象事業所]**区内の▶中小企業 ▶中小企業が所属する商工団体▶信用金庫・信用組合**[対象者]**表彰区分の各勤続年数に達し、事業主から優良従業員として推薦された方 *すでに同じ表彰区分で表彰された方や、事業主・代表者・役員、事業主・代表者の配偶者と直系1親等の血族の方を除く**[表彰日(予定)]**7年1月28日(火)**[会場(予定)]**すみだリバーサイドホール(区役所に併設)**[推薦方法]**推薦書類を直接または郵送で、10月3日(必着)までに〒130-8640産業振興課産業振興担当(区役所14階) ☎5608-1437へ *推薦書類は産業振興課で配布しているほか、区HPからも出力可

**今号8面に掲載しています!
「私の好きな すみだ」写真募集!**

皆さんが撮影した写真を本紙に掲載します。ぜひ、写真をお寄せください。詳細は区HPをご覧ください。



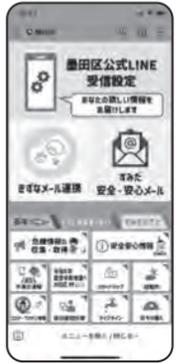
[応募方法]随時、「私の好きな すみだ」をテーマに区内で撮影した写真と、作品名、撮影場所、応募者の氏名・住所・電話番号を直接または郵送、Eメールで、〒130-8640広報広聴担当(区役所6階) ☎5608-6223・✉oshirase@city.sumida.lg.jpへ *Eメールの件名は「私の好きな すみだ」 *写真は▶直接・郵送=A4以下の紙に印刷するか、jpeg形式でCD-Rに保存 ▶Eメール=jpeg形式で添付(1通あたり3MB以内) *写真の返却は不可

**区公式LINE
友だち募集中!**

友だち1万人突破!

友だち登録すると...

- ▶知りたい情報にすぐアクセスできる
- ▶欲しい情報や緊急・重要な情報が直接届く
- ▶オンライン申請や公共施設の利用予約ができる
- ▶受け取りたい情報を自分で選べる



友だち登録の方法

- ▶下記コードを読み取る
- ▶LINEアプリ内の「友だち追加」で「@sumida_city」をID検索
- ▶区HP内「墨田区公式LINE」のページから登録



[問合せ]広報広聴担当 ☎5608-6220



**毎月1日は
墨田区防災の日**

9月1日の点検項目
いざのとき
あわてぬための
防災訓練



**毎月5日は
すみだ環境の日**

9月のエコしぐさ
省エネも
みんなでやれば
効果大



**9月は東京都の自殺対策強化月間です
「気づいてください!
体と心の限界サイン」**

東京都自殺相談ダイヤル
こころといのちのほっとライン
☎0570-087478
(正午～翌朝5時半/年中無休)



LINE相談は「相談ほっとLINE@東京」(受け付けは午後3時～10時半/右記コードからLINEで友だち登録)



**区政情報番組
ウィークリー すみだ
9月の番組表**



キャスター
大山美佐さん

毎日、午前9時、正午、午後4・8時から地上デジタル11チャンネルで放送しています(各15分間)。なお、放送終了後は区HPをご覧ください。**[問合せ]**広報広聴担当 ☎5608-6220

知=すみだのそこの知りたい 特=特集 貸=くままだまさを1日貸しちやいます!
電=吉川正洋・廣田あいかのすみだ電車車!

放映日	午前9時	正午	午後4時	午後8時
9月1日(日)～7日(土)	知 すみだの認知症施策			
9月8日(日)～14日(土)	特 雨水先進都市すみだ	知 すみだの認知症施策	特 雨水先進都市すみだ	知 すみだの認知症施策
9月15日(日)～21日(土)	貸 すみだ水族館			
9月22日(祝)～28日(土)	貸 すみだ水族館	特 雨水先進都市すみだ	貸 すみだ水族館	特 雨水先進都市すみだ
9月29日(日)～10月5日(土)	電 すみだの最強鉄人編			

*内容が一部変更になる場合あり
*ケーブルテレビへの加入・問合せは、株式会社J:COM東京すみだ・台東 ☎0120-999-000へ